

## 淀川水系流域委員会 第 37 回委員会 結果概要

開催日時：2005 年 1 月 11 日（火）13：30～16：07

場 所：みやこメッセ 地下 1 階 第 1 展示室

参加者数：委員 35 名、河川管理者（指定席）20 名

一般傍聴者（マスコミ含む）265 名

本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

### 1．決定事項

### 2．審議の概要

「平成 16 年度事業の進捗点検に関わる意見書（案）」の検討

意見書の構成について

意見書案の内容について

「事業中のダムについての意見書（案）」の検討

「事業中のダムについての意見書（案）」の内容について

少数意見の取り扱いについて

流域委員会の活動とりまとめについて

### 3．一般傍聴者からの意見聴取

## 1．決定事項

- ・琵琶湖部会意見書案「3.琵琶湖水位操作について」「4.基礎案の課題」については、次期流域委員会で検討すべき課題として、意見書とは別に報告書を作成する。
- ・挙手の結果、賛成多数のため「事業中のダムについての意見書」が委員会意見として承認された。
- ・意見書への少数意見（反対意見や補充意見）は、意見書の後ろに付帯意見としてとりまとめる。意見のある委員は、氏名を付した上で、1/18 までに提出する。
- ・各委員の思いや次期流域委員会に引き継いで欲しいこと、河川管理者への要望等を取りまとめる。全委員が 1/18 までに意見を提出する。

## 2．審議の概要

### 「平成 16 年度事業の進捗点検に関わる意見書（案）」の検討

地域部会長および委員より、資料 2-1-1～3「平成 16 年度事業の進捗点検に関わる意見書（案）」を用いて、意見書（案）の概要について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

### 意見書の構成について

- ・琵琶湖部会意見書案「3.琵琶湖水位操作について」「4.基礎案の課題」は、委員会で受

け止めるべき重要な問題なので、流域委員会の意見として扱うことにしたいと考えている（委員長）。

まずは、河川管理者から意見を求められている事業進捗点検に関わる意見書を流域委員会の意見書として提出する必要がある。琵琶湖部会意見書「3.琵琶湖水位操作について」「4.基礎案の課題」のような意見は、他の部会でもたくさんあるが、時間的な制約があるため、委員会の意見書としてまとめることはできない。よって、意見書とは別の報告書で今後検討すべき課題としてまとめ、2本立てで提出するのが妥当ではないか（委員長代理）。

琵琶湖部会意見書案「3.琵琶湖水位操作について」「4.基礎案の課題」は、事業進捗点検に関わる意見（例えば環境30「水位操作の検討」）とも密接に関連しており、分けてしまうのは難しい。そこで、「水位操作や基礎案への課題については琵琶湖部会では議論をしたけれども、委員会としては十分な議論ができていないので、次期流域委員会で継続して議論すべきだ」というやり方で分けた上で報告書を作成してもらえばよいと考えている。事業進捗への意見書と内容が重複しても構わないだろう（琵琶湖部会長）。

琵琶湖部会意見書案「3.琵琶湖水位操作について」「4.基礎案の課題」については、次期流域委員会で議論すべき今度の課題として、意見書とは別に報告書を作成することにする（委員長）。

- ・各委員の個人的な意見も別冊でまとめてはどうか。

委員会の意見書としては提出するには、委員会の議論が必要だ。各委員の個人的な意見をそのまま出すわけにはいかない（委員長）。

#### 意見書案の内容について

- ・琵琶湖部会意見書案「3.琵琶湖水位操作について」では、洪水期制限水位を±0cmに変更することを要望しているが、この数値の根拠はどこにあるのか。操作規則制定以前は、±0cmを目標に操作してきたが、当時とは湖岸も変わってきている。±0cmでよいのかどうか、検討すべき課題だろう。また、洗堰の全閉操作についての記述が解説的になっている。いずれにせよ、大変重要な問題なので、委員会の意見として強く押し出して頂きたいと思っている。

制限水位±0cmの根拠は、今のところ、経験則でしかない。今後、技術的な可能性や生物環境、農業への影響等の緻密な検討をしていくべきだと考えている。全閉操作については、補足説明を頂ければと思っている（委員）。

制限水位±0cmの生態的な根拠としては、ヨシの生育深度は約1m程度の水深だが、琵琶湖の年間水位変動も約1mほどあるために干上がってしまうということが、まず1つ挙げられる。また、琵琶湖河川事務所のモニタリング結果を見ると、±0cmまで水位を上げればコイ科魚類の産卵についてはある程度改善されるのではないかとと思われるため、±0cmを目標水位とした（委員）。

- ・制限水位 ± 0 cm はあくまでも自然環境の視点から考えたものだと理解しておくべきだろう。現在の琵琶湖湖岸は人工湖岸で占められており、制限水位を ± 0 cm にしたとしても、本来の琵琶湖の姿に戻るかどうかはわからない。この意見は、本来の琵琶湖の姿に戻すためには人工湖岸を壊すということまで含めた意見かもしれないので、重く受け止めるべきだ。
- ・琵琶湖部会意見書案「3. 琵琶湖水位操作について」の内容は、琵琶湖総合開発事業の評価を行うということだろう。委員会では琵琶湖総については十分な議論ができていないので、次期流域委員会で議論する必要がある。
- ・次期流域委員会では、住民が川とどう関わっていくかについても検討を継続して欲しい。

### 「事業中のダムについての意見書(案)」の検討

今本ダムWGリーダーより、スライドと資料3-1「事業中のダムについての意見書(案)」、資料3-2「事業中のダムについての意見書(案)に係わるアンケート調査結果」を用いて意見書(案)の概要について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

#### 「事業中のダムについての意見書(案)」の内容について

- ・これまでの検討経過を踏まえた内容なので、全体としては異論はない。
- ・「おわりに」(P19)の第4パラグラフ「とくにダム以外の方法を採用する場合は、たとえ府県等が管理する指定区間であっても、国の直轄管理で実施することを検討する必要がある」は、大変重要な問題なので、次期流域委員会の検討項目として頂きたい。また、流域の保全再生のための政策的枠組みについても次期流域委員会で具体的に踏み込んで欲しい。
- ・「おわりに」(P19)の「地域住民」を「地域・流域住民」として欲しい。地域住民だけでなく、客観的な視点としての流域住民も追加した方がよい。
- ・大戸川ダムへの意見の末尾(P19)の「自然環境に重大な影響を及ぼす」は、「自然環境に重大な負の影響を及ぼす」とするのがよい。
- ・P17 中段の「社会的な有効性ならびに自主的な治水対策」は「社会的な有効性があり、自主的な治水対策」と修文した方がよい。また、P18の上から5行目の「神崎川・猪名川等の洪水調整については」の後に、「余野川については」を入れた方が分かりやすくなる。
- ・各ダムへの意見の末尾には「河道改修についての調査・検討をより詳細に行い」とある。これまでの河川管理者の調査・検討は、土砂を考慮していないものが多い。土砂込みの調査・検討をしなければ、十分な検討にはならないので、よろしく願いたい。また、破堤しない堤防についても、なるべく早く検討結果を示して欲しい。
- ・ダムWGの意見書についても、次期流域委員会で検討すべき事項を整理してまとめれ

ばよいのではないか。

#### 少数意見の取り扱いについて

- ・意見書への少数意見（反対意見や補充意見）を付帯意見としてとりまとめる。ただ、委員個人の意見を委員会で議論することなく意見書とするわけにはいかないのではないか。少数意見がある委員には、意見を提出して頂いて、委員会で議論をする必要があるのではないか（委員長）。
- ・注釈を付けておけば、少数意見は委員会として承認する必要はないだろう。
- ・一般的には、少数意見は委員会として承認する必要はないだろう。確定した意見書に対してどうしても意見を言いたいというのであれば、少数意見は意見書の後ろに付けた方がよい。
- ・少数意見は、意見書の後ろに付帯意見としてとりまとめる。意見のある委員は、氏名を付した上で1/18までに提出して頂きたい（委員長）。

#### 流域委員会の活動とりまとめについて

- ・委員の思いや河川管理者への要望、次期流域委員会に引き継いでほしいことをとりまとめておく。全委員が1/18までに意見を提出する（委員長）。
- ・ダムWGで河川管理者にいくつかの質問をしてきたが、回答をもらっていないものがある。例えば、琵琶湖の基本高水が1.4mに設定された経緯や琵琶湖の降雨予測を梅雨期と台風期に分けた検討だ。間に合えば、次回の委員会で回答を示していただきたい。間に合わなければ何らかの形で回答を提供していただきたい。

質問を受けた時に手元に資料がなく回答できなかった質問については把握している。河川管理者がどういう質問を受けているのか、整理をしたい（河川管理者）。

### 3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・流域委員会は、提言の中でダムについて「原則として建設しない」として、さらに「住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする」としているが、この部分が基礎原案だけではなく基礎案にも抜け落ちている。委員会はこの重大な不備について意見書の中で指摘すべきだ。指摘しなければ、基礎案が官僚主導の方向を取り、委員会がそういう方向に屈服したということになるのではないか。
- ・ダムについてももう少し踏み込んだ意見を述べて欲しかった。治水効果が極めて限定的な余野川ダムが丹生ダムと同じように取り扱われているという印象を持った。また、琵琶湖水位操作への意見は非常の良かった。委員会の意見として提出して欲しい。それから、各ダムへの意見の末尾には「ダム建設の方針について可及的速やかに結論を出す必要がある」としているが、いつまでのなのか。「1年以内」というように期限を区切って欲しい。いつまでも調査・検討をしていては、一向に前に進まない。

- ・流域委員会は、現場を見て、意見を述べてきたが、まだまだ不十分だ。大半の住民は流域委員会のことを知らないし、各地域で議論ができていない。住民や地域の議員を含めた住民参加の形になっていない。意見書も住民に分かる形にはなっておらず、掘り下げが足りていない。現場の生に直結していない。
- ・伊賀市の水道事業を担当しているものだが、川上ダムへの意見の中で「三重県については水需要を見直して縮小することになっているものの未確定な要素があり、ここでは一応ダム建設の効果の検討対象から除外する」としており、行政の立場からすれば到底容認はできない。伊賀地域の安定的な水道水の確保の点から、不可欠の事業だと考えている。地元の実情をご理解いただいた上での的確な意見をお願いしたい。

以上